

第4回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年4月28日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	7番 柳田 隆喜 委員 8番 甲斐 奉文 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和3年第4回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、13番藤本政嗣委員、14番中谷茂己委員より欠席の届出が出ております。 ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長 挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行 います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、令和3年第4回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。7番柳田隆喜委員、8番 甲斐奉文委員、よろしく願いいたします。 続いて日程第2、会期の日程は、令和3年4月28日、本日1日といたしますが よろしいですか。 <異議なし> 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由 説明を求めます。

局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 35 番から 42 番までの 8 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>4 ページをお開きください。受付番号 35 番と 36 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。</p> <p>まず 35 番ですが、申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。申請地は、西郷田代字下村、田 1 筆、946 m² あります。申請理由は、交換による所有権移転で、受付番号 36 番の申請地と交換となります。利用計画は飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 12,632 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。</p> <p>続きまして受付番号 36 番ですが、申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方です。申請地は、西郷田代字外園、畑 1 筆、830 m² あります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 3,368 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>2 番、森田です。只今の事務局の説明のとおりです。現地確認も行い、双方に確認しましたが、何の問題もないようです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 35 番と 36 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
柳田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
柳田委員	<p>7 番、柳田です。一方は整備されている田で一方は畑ですが、価格的にも開きがあると思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局員	<p>資料の 8 ページをご覧ください。実はこの受付番号 38 番についてもあわせて交換という形で申請があがっていました。しかし受付番号 38 番は相続登記が出来ない土地ということで、所有権移転が出来ないため使用貸借の設定という形になり</p>

ました。申請人兩名とも納得されておりますので、ご理解いただきたいと思いま
す。

柳田委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 35 番と 36 番に賛成の方の挙手を
求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 37 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 37 番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷上渡川の 70 歳の方。譲渡人は、美郷町南郷上渡川の 69 歳の方です。申請地
は、南郷上渡川字野畑、田 1 筆、854 m²であります。申請理由は、使用貸借権の
設定。利用計画は、水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりで
あります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 9,899 m²。家畜はありません。家
族総数 6 名の労力 3 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本
案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以
上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。双方に話を聞いてきました。譲受人は 70 歳ですが、現在農業
の傍ら、森林組合の作業員として勤務されております。米とシイタケ栽培をして
おり、同一世帯ではないものの後継者である息子もおります。譲渡人は田を 3 反
ほど所有していますが、米作りに関する農業用機械を一切持っておらず、すべて
の農作業を、ライスセンターもしくは個人に委託しておりました。しかし経費も
かさむため、夫婦で食べていける分だけ耕作して、残りを耕作してくれる人を探
していたようです。申請人はイトコ同士で地区も同じです。田も隣接しているた
め今回の申請となりました。使用貸借で無償となっておりますが、譲渡人が作る田
の田越しや田植えまで手伝うという話が出来ているようです。このことから問題
はないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 37 番について質疑のある方

は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 37 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 38 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 38 番です。先程の受付番号 35 番・36 番に関連のある案件です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方です。申請地は、西郷田代字外園、畑 1 筆、426 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 3,368 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。事務局の説明のとおり、先程の所有権移転の案件に関連しており、双方の確認も取れておりますので問題ないと思われま。ご審議よろしく
お願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 38 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 38 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 39 番・40 番・41 番ですが、関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 39 番から 41 番です。譲受人が同一で

ありますのであわせて説明いたしますが、1件取下げの案件がありますので、先に説明いたします。

受付番号41番ですが、契約内容の対価が160千円／全部と高額なため、地区担当の富井委員に事情を確認してもらったところ、譲受人は農作業受託で行っており、農業委員会への利用権設定申請とは異なるため、美郷町農業委員会規則第22条により、受付番号41番については取下げの承認を求めます。

受付番号39番・40番について説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の58歳の方です。

受付番号39番。譲渡人が、日向市の70歳の方です。申請地は、西郷田代字舟戸、田2筆、638㎡であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は飼料作物となっております。

受付番号40番。譲渡人が、美郷町西郷田代の65歳の方です。申請地は、西郷田代字小田ノ原、田1筆、783㎡であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は飼料作物とWCSとなっております。

受付番号39番・40番の契約内容ですが、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて71,493㎡。家畜は牛を20頭飼養しています。家族総数2名の労力2名となっております。11ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

それではまず、受付番号41番について、先に承認を求めます。

受付番号41番の取下げについて、異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、受付番号41番の取下げについては承認されました。

受付番号39番・40番の、地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11番、富井です。只今の事務局の説明のとおりです。亡くなった旦那さんが借りていて、期間満了になった分の継続になります。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号39番・40番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号39番・40番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 42 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 42 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 73 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 60 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字大原、田 2 筆、834 m²であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 35,557 m²。家畜は、牛を 58 頭飼養しています。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。地区担当委員の藤本委員が欠席しているため、代わりに説明いたします。譲受人は元々大工でしたが、途中で繁殖農家に転職しました。譲渡人は郵便局に勤めており、もう何年も自身で米を作っておりません。この案件は、基盤強化法から 3 条に切替継続になりますので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 42 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 42 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求めます。令和 3 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 43 番と 44 番の 2 件となっております。詳細は担当がご

説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 43 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 75 歳の方。利用権を設定する者が、日向市の 65 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷宇納間字織田、畑 1 筆、916 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 33,216 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用設定区分は継続となっております。17 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙志
委員

9 番、黒木です。兩名より話を聞いております。利用権を設定する者は現在日向市在住で、自身での管理は困難であるため、無償でいいのでお願いしたいということでした。利用権の設定を受ける者は、現在牛の繁殖を中心に経営しており、飼料作物を作るために利用したいということでしたので、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 43 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 43 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 44 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 44 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 69 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、2,761 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、小作地のみの 37,757 m²。構成員総数 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は継続となっております。19 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7番、柳田です。利用権を設定する土地は、入下地区の中で一等地にあります。利用権を設定する者は、数年前にご主人を亡くされ管理が出来ないため、継続して管理してもらっているそうです。継続案件であり何の問題もないと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 44 番のついて質疑のある方は挙手をお願いします。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号 44 番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 5 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	20 ページをお開きください。報告第 5 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 3 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	21 ページをお開きください。解約の届出が 2 件出ております。西郷田代字猪倉ヶ吐、田 1 筆、403 m ² 。基盤強化法により、平成 29 年 8 月 1 日から 5 年間の賃貸借契約が成されていましたが、令和 3 年 3 月 29 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。
	続きまして 22 ページをお開きください。西郷山三ヶ字鳥ノ巣、田 2 筆、2,782 m ² 。農地法第 3 条により、平成 30 年 2 月 1 日から 5 年間の賃貸借契約が成されていましたが、令和 3 年 3 月 30 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。
	この 2 件の合意解約は、農地法の要件を満たしているため、届出を受理いたしましたので報告いたします。以上です。
議長	続きまして、報告第 6 号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	23 ページをお開きください。報告第 6 号、農地改良完了届けについて。農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和 3 年 4 月 28 日提出、美郷町農業

委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

24 ページをお開きください。農地改良完了届の説明をいたします。北郷黒木字小原、田1筆、305㎡。農地改良の種類は嵩上げで、盛土高は280cmになります。治山事業の残土により盛土を行ったようです。着工令和2年10月1日から令和3年3月31日までの工事になります。25 ページが平面図・横断図、26 ページが改良前の現況写真、27 ページが改良後の現況写真になります。本件については、美郷町農業委員会農地改良届に関する指導要綱の第8条の規定により、届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

報告について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和3年第4回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文

